15. その他の福祉

１）点字・声の広報等発行事業 …… 63
２）点字図書・録音図書 …… 63
３）手話通訳者・要約筆記者派遣事業 …… 63
４）点字郵便物等の無料配達 …… 64
５）盲導犬の給付 …… 64
６）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 …… 64
７）ＮＨＫ放送受信料の減免 …… 64
８）「１０４」電話番号の無料案内 …… 65
９）駐車禁止除外車指定 …… 66
10）公職選挙における投票 …… 66
11）加賀市入館料・使用料等減免対象施設 …… 67

15. その他の福祉

1）点字・声の広報等発行事業（地域生活支援事業）

文字による情報を利用することが困難な障がいのある人（子ども）に対して、広報かが等の点字版・録音ＣＤ版又はカセットテープ版を市内のボランティアの人たちが製作し、ご自宅にお送りします。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244

2）点字図書・録音図書

読み物を録音したカセットテープ（600 点）や朗読、講演、音楽を吹き込んだＣＤ（2,800 点）、点字図書（100 点）を貸出しています。

申し込み・問い合わせ
加賀市立中央図書館
☎73-0888 FAX72-5052
加賀市立山中図書館
☎78-4441 FAX78-8883

小説などの読みものを点訳した点字図書や、音訳した録音図書を貸出しています。
また、個人の希望に応じてパンフレット、取扱説明書などを点訳、音訳します。

申し込み・問い合わせ
社会福祉法人
石川県視覚障害者協会
☎(076)222-8781
FAX(076)222-1821

3）手話通訳者・要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業）

聴覚障がいのある人（子ども）及び音声又は言語機能障がいのある人（子ども）の日常生活や社会生活における円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-7797

4）点字郵便物等の無料配達

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、封筒を半開封とし、左上部に「点字用郵便」の文字を表示したものは、重さ３kgまで郵便料が無料扱いとなります。

ただし、視覚障がい者用録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出されるもの又はこれらの施設宛に差し出されるものに限ります。

申し込み・問い合わせ
日本郵便株式会社加賀郵便局
☎72-0100

5）盲導犬の給付

じりつと社会参加のために盲導犬を必要としている視覚障がいのある人（視覚障害１級の身体障害者手帳所持者に限る。）で、次の１～５の要件すべてに該当する人が盲導犬給付の対象となります。

対象者
1　満18歳以上の人
2　県内に過去１年以上在住し、今後も在住する人
3　障害者支援施設等に入所していない人
4　盲導犬を適切に飼育、利用できる人
5　居住している家屋で、盲導犬を飼育できる人

※　東京都にある（公財）アイメイト協会の訓練施設で約１カ月間の歩行指導訓練を受け、修了することが必要です。

申し込み・問い合わせ
石川県障害保健福祉課
☎(076)225-1426
FAX(076)225-1429

6）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に障がいを併せ持つ盲ろう者に対してコミュニケーション保障や情報提供をし、自由に外出できるように移動介助をする
通訳・介助員を派遣します。

申し込み・問い合わせ
石川盲ろう者友の会
（石川県盲ろう者通訳・介助員派遣センター）
☎(076)232-5205
FAX(076)232-5206

7）ＮＨＫ放送受信料の減免

申請により、ＮＨＫの「衛星契約」及び「地上契約」についての放送受信料が全額又は半額免除になります。

対　　象　　者	免　除　額
・障がいのある人が世帯主である場合 ①　視覚、聴覚の障がいのある人（１～６級） ②　重度の身体障がいのある人（１、２級） ③　重度の知的障がいのある人（Ａ） ④　重度の精神障がいのある人（１級）	半額免除
①　身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人が世帯員であり、世帯全員が市民税非課税の場合 ②　公的扶助受給者（生活保護法に定める扶助を受けている場合）	全額免除

手続き方法　手帳と印鑑（スタンプ式印は不可）をお持ちのうえ、市役所ふれあい福祉課又は窓口課で手続きをしてください。お渡しする証明書をＮＨＫ金沢放送局へ送付し、申請してください。

※山中温泉支所、各出張所でも手続きできます。

提　出　先　ＮＨＫ金沢放送局営業部
〒920-8644金沢市大手町14－1
TEL（０７６）２６４－７０１０

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-7797
市　役　所　窓　口　課
山中温泉支所・各出張所

8）「１０４」電話番号の無料案内

目や上肢等が不自由なため電話帳のご利用が困難な人に無料で電話番号をご案内します。

対　象　者　○身体障害者手帳をお持ちで、次のａ又はｂの障がいのある人
ａ　視覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・１級～６級
ｂ　肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・・・・・・・・・・・・・・・１、２級
○戦傷病者手帳をお持ちで、次のc又はdの障がいのある人
ｃ　視覚の障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・特別項症～第６項症
ｄ　上肢の障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・特別項症～第２項症
○療育手帳をお持ちの人
○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
※事前登録が必要です。

受付時間　平日9:00 ～ 17:00
※土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く

申し込み・問い合わせ
NTT西日本ふれあい案内担当
フリーダイヤル0120-104174
※携帯電話、PHSからも発信可

9）駐車禁止除外車指定

身体に障がいがあり、その障がいのため歩行困難な人が自ら運転し、又は同乗している車を、駐車禁止の道路標識がある道路にやむを得ず駐車する必要がある場合、駐車禁止除外指定車の申請をすることができます。

指定を受けることができるのは身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患児手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が指定の基準を満たしている人です。

必要書類　1．身体障害者手帳等
2．印鑑（スタンプ式印は不可）

申し込み・問い合わせ
大聖寺警察署(交通課)
☎72-0110 FAX72-2482

10）公職選挙における投票

①投票所における点字投票・代理投票

○目に障がいのある人は点字で投票できます。

○目や手に障がいのある人は、申し出により係員が代わりに書いて、投票することができます。

②郵便等による投票

○下記の⑴～⑶のいずれかに該当する人は、自宅で投票を記載し、郵便等で送付する「郵便等による不在者投票」ができます。

⑴　身体障害者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が以下に該当する人
　両下肢・体幹・移動機能の障がい・・・・・・・・ １級又は２級
　心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい
　　・・・・・・・・・・・・・・ １級又は３級
　免疫・肝臓の障がい・・・・・・・・・・・・・・ １級から３級まで

⑵　戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が以下に該当する人
　両下肢・体幹の障がい・・・・・・・・・・・・・ 特別項症から第２項症まで
　心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい
　　・・・・・・・・・・・・・・ 特別項症から第３項症まで

⑶　介護保険の被保険者証の交付を受けていて、次のとおり記載されている人
　要介護状態区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 要介護５

○郵便等による投票をするには、郵便等投票証明書が必要となります。証明書の交付を受けようとする人は、市選挙管理委員会で申請手続きをしてください。

○郵便等による投票の請求ができるのは、選挙期日（投票日）の４日前までです。

○代理記載制度があります。

郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載ができない人として定められた次の要件のいずれかに該当する人は、「代理記載」の方法で「郵便等による不在者投票」ができます。

・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が１級として記載されている人
・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第２項症までとして記載されている人

※「代理記載」による不在者投票をする場合は、「代理記載人」となる人をあらかじめ市選挙管理委員会に届け出ておく必要があります。

申し込み・問い合わせ
市選挙管理委員会
☎72-7801 FAX72-4640

11）加賀市入館料・使用料等減免対象施設

（H27.4 現在）

<table>
<tr><th colspan="2">対　象　施　設</th><th>減　免　対　象　者</th></tr>
<tr><td>文化施設
（入館料）</td><td>加賀市北前船の里資料館
加賀市鴨池観察館
加賀市中谷宇吉郎雪の科学館
加賀市美術館
石川県九谷焼美術館
加賀市魯山人寓居跡いろは草庵
加賀市九谷焼窯跡展示館
加賀市深田久弥山の文化館
山中温泉芭蕉の館</td><td rowspan="3">1．①～⑤の手帳交付を受けた人
①身体障害者手帳
②療育手帳
③精神障害者保健福祉手帳
④戦傷病者手帳
⑤被爆者健康手帳
2．要介護認定を受けられた人

3．上記1、2の者で介助を要すると認められる者の付添い人（付添いが2人以上ある場合にあっては、原則としてそのうちの1人に限る）

※利用の際は手帳等を提示してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">体育施設
（使用料）</td><td rowspan="2">加賀体育館
山中健民体育館
加賀市片山津野球場
加賀市ソフトボール場
加賀市スポーツセンター
加賀市中央公園野球場
加賀市相撲場
加賀市屋内水泳プール
加賀市屋外水泳プール
加賀市飛び込みプール
加賀市陸上競技場
加賀市中央公園テニスコート
中央公園体育館
大聖寺グラウンド
山代グラウンド
山中球場
加賀市武道館
山中武道館
山中弓道場
加賀市大聖寺テニスコート
いきいきランドかが
（グラウンドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンドに限る）
山中温泉ゆけむり健康村
（すこやかホール及びテニスコートに限る）</td></tr>
<tr><td>減　免　内　容</td></tr>
<tr><td>入浴施設</td><td>いきいきランドかが（入浴施設に限る）
山中温泉ゆけむり健康村
（ゆーゆー館に限る）</td><td>入館料、使用料等・・・無料

※ただし、山中温泉ゆけむり健康村（ゆーゆー館）にあっては半額</td></tr>
</table>

※加賀市美術館の入館料については、イベント毎に異なるので事前に確認してください。
加賀市美術館（☎ 72-1500）